（様式７）

令和　　年　　月　　日

技 術 提 案 書

金武町長　仲間　一　　殿

（提出者）

住所

電話番号

ＦＡＸ

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　㊞

　令和５年　　月　　日付け金複第　　　　号で通知のありました下記業務に対する技術提案書の提出について、別添のとおり提出します。

記

業 務 名　　金武町複合庁舎建設基本設計業務

（様式８）

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の実施方針  業務の実施方針、業務への取り組み体制、設計チームの特徴、設計上特に配慮する事項等（様式９に記載する内容を除く）、その他業務実施上の配慮事項を簡潔に記述する。 |  |
| ・Ａ３判１枚とし、簡潔にまとめること（様式は横書き）。  ・提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述すること。文字の大きさは１０.５ポイント以上とすること。  ・文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲において認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現としてはならない。  ・具体的な設計図、模型（模型写真含む）、精巧・精密な透視図等を使用してはならない。  ・表、イメージスケッチ、略図等をカラーで表現することは構わない。  ・提出者（JVの構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないこと。  ・使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とすること。  （内外観イメージ等を表現する場合には、「技術提案における視覚的表現の取り扱いについて」平成30年4月2日付け事務連絡　大臣官房官庁営繕部を厳守してください。） | |

（様式９－１）

|  |  |
| --- | --- |
| 特定テーマ１　　『シンプルでわかりやすく信頼できる庁舎づくり』・『町民交流や国際交流の拠点となる空間づくり』・『誰もが利用しやすく拠り所となる居場所づくり』 |  |
| ・Ａ３判１枚とし、簡潔にまとめること（様式は横書き）。  ・提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述すること。文字の大きさは１０.５ポイント以上とすること。  ・文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲において認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現としてはならない。  ・具体的な設計図、模型（模型写真含む）、精巧・精密な透視図等を使用してはならない。  ・表、イメージスケッチ、略図等をカラーで表現することは構わない。  ・提出者（JVの構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないこと。  ・使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とすること。  （内外観イメージ等を表現する場合には、「技術提案における視覚的表現の取り扱いについて」平成30年4月2日付け事務連絡　大臣官房官庁営繕部を厳守してください。） | |

（様式９－２）

|  |  |
| --- | --- |
| 特定テーマ２　『防災拠点として町民の安全安心を支える施設づくり』 |  |
| ・Ａ３判１枚とし、簡潔にまとめること（様式は横書き）。  ・提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述すること。文字の大きさは１０.５ポイント以上とすること。  ・文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲において認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現としてはならない。  ・具体的な設計図、模型（模型写真含む）、精巧・精密な透視図等を使用してはならない。  ・表、イメージスケッチ、略図等をカラーで表現することは構わない。  ・提出者（JVの構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないこと。  ・使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とすること。  （内外観イメージ等を表現する場合には、「技術提案における視覚的表現の取り扱いについて」平成30年4月2日付け事務連絡　大臣官房官庁営繕部を厳守してください。） | |

（様式９－３）

|  |  |
| --- | --- |
| 特定テーマ３　　『自然環境と共生し情勢変化に柔軟に対応できる仕組みづくり』 |  |
| ・Ａ３判１枚とし、簡潔にまとめること（様式は横書き）。  ・提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述すること。文字の大きさは１０.５ポイント以上とすること。  ・文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲において認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現としてはならない。  ・具体的な設計図、模型（模型写真含む）、精巧・精密な透視図等を使用してはならない。  ・表、イメージスケッチ、略図等をカラーで表現することは構わない。  ・提出者（JVの構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないこと。  ・使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とすること。  （内外観イメージ等を表現する場合には、「技術提案における視覚的表現の取り扱いについて」平成30年4月2日付け事務連絡　大臣官房官庁営繕部を厳守してください。） | |

（様式１０）

質　 　問　 　書

令和　　年　　月　　日

金武町長　仲間　一　　殿

住所

電話番号

ＦＡＸ

会社名

代表者

金武町複合庁舎建設基本設計業務プロポーザルの技術提案書に関して、次の項目を質問いたします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 質　問　事　項 |
| １ |  |
| ２ |  |
| ３ |  |
| ４ |  |
| ５ |  |

注）　質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 質 問 事 項 |
| ６ |  |
| ７ |  |
| ８ |  |
| ９ |  |
| １０ |  |
| １１ |  |
| １２ |  |
| １３ |  |
| １４ |  |
| １５ |  |